

地方税共通納税システムが始まりました

令和元年10月1日から、地方税共通納税システムがスタートしました。地方税共通納税システムを利用すれば、地方税の納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスでパソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができます。

《対象となる税金》

- ・ 法人都道府県民税
- ・ 法人事業税、特別法人事業税
- ・ 法人市町村民税
- ・ 個人住民税など

《共通納税のメリット》

- ・ すべての都道府県、区市町村を対象として、複数の地方公共団体へ一括して電子的に納税することができ、納税事務の負担が軽減されます。
- ・ 電子申告を行った申告情報などを共通納税システムに引き継いで納税することができます。
- ・ 事前に登録した金融機関口座を指定して、地方税を直接納税することができます（ダイレクト納付）
- ・ 地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。
- ・ 共通納税することによる手数料は無料です。

◇ 共通納税では、領収証書が発行されず、画面上で納税済みの確認を行います。

領収証書が必要な場合は、従来通りに窓口で納付書を持参して納税を行うこととなります。